

公益財団法人 日本教育公務員弘済会貸与奨学金事業

2026（令和8）年度 日教弘東京支部貸与奨学金 募集要項

1. 主催 : 公益財団法人 日本教育公務員弘済会
2. 趣旨 : 有為の人材を育成するため、大学等に学ぶ学生・生徒に対し、無利息で奨学金を貸与し、多くの学生・生徒の修学に役立てます。
3. 奨学生の資格 : 国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校¹の4学年以上及び専修学校専門課程に進学した者及び在学中の者。（文部科学省所管の学校であること）
2026（令和8）年4月1日時点で30歳未満であること。
学資金の支払が困難と認められる者。
※但し、奨学生本人に所得がある場合は対象となりません。
連帯保証人が東京都在住もしくは在勤であること。
4. 募集人数 : 20名
5. 貸与期間 : 正規の最短修業期間（4年限度）。但し、在学中の場合は正規の残存修学期間。
6. 貸与金額 : 修業期間1年につき25万円（100万円を限度）
○一括で貸与します。（振込は奨学生本人名義の口座に限ります）
7. 利息 : 無利息（但し、返還期間を過ぎた場合は規定の延滞金を徴収します）
8. 返還方法 : 正規の修業期間を終了した年の12月を第1回とし、以後毎年12月計8回（8年間）で均等返済。貸与金額が100万円の場合に限り10年以内に年賦償還。
9. 応募方法 : 奨学生申請書及び付属調査票を当支部HPから取得し必要事項を全てご記入の上、連帯保証人の市区町村発行の所得証明書や課税(非課税)証明書（発行から3ヶ月以内のもので、コピー可）、在学証明書（R8年4月以降発行の原本）を添えて当支部宛に郵送してください。

〒102-0074 千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 8階

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

弘済会「貸与奨学事業」係 宛 ☎03-5210-4202

【本人意思確認】

申請書類到着後、奨学生に対し電話にて意思確認をいたします。

着信があった場合はお電話に出てくださいか折り返しお電話いただきますようお願いいたします。 ※連絡がとれず意思確認ができない場合、奨学金を貸与できない場合があります。

〈確認内容〉

- ・奨学生自身が申請することを理解しているか。
- ・返済しなければならないことを理解しているか
- ・金額や返還方法について理解しているか

10. 選考 : (1)選考方法

①公益財団法人 日本教育公務員弘済会東京支部の教育振興事業選考委員会の選考後、同支部幹事会の議を経て理事長が採用を決定し、都道府県支部を経由して本人に通知します。

②交付の採否を文書で応募申請者に連絡します。なお採否の理由については回答しかねます。

(2)選考基準

上記3、奨学生の資格を有していること

11. スケジュール：2026(令和8)年

4月1日(水)～5月29日(金) 必着で上記9の書類を受け付けます。

書類到着後、奨学生に対し意思確認のお電話をいたします。

7月中旬頃 選考を行います。

7月下旬頃 採否の結果を通知します。

8月上旬頃 **必要書類【借用証書、貸与奨学金誓約書、連帯保証人の印鑑証明書(発行から3ヶ月以内の原本)】**を提出し、正式採用となります。

9月中旬頃 公益財団法人日本教育公務員弘済会本部が貸与奨学金を交付します。

12. 個人情報の : 次の点をご了解の上お申し込みください。

取り扱い (1)当支部は、適正に取得した個人情報を当会の奨学事業の運営のために利用します。

(2)当支部は、個人データを提携会社・団体と共同して利用、委託会社・団体に提供することがあります。

(3)当支部は、適正に取得した個人情報を目的を同じくする弘済会関連団体(株式会社都教弘など)と共同して利用することがあります。